第１　監査の対象

企画経営部(秘書課、企画政策課、財政課、広報広聴課)

第２　監査の期間

令和８年８月 28 日から令和８年 11 月 13 日まで

第３　監査の方法

令和７年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて､春日井市監査基準に準拠し､関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

１　重点項目

(1)　補助金の交付に関する事務

ア　補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ　補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ　補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(2)　契約に関する事務

ア　契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ　随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ　契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

２　主な着眼点

(1)　収入に関する事務

ア　調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ　現金等の受領、管理は、適正に行われているか。

ウ　滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

エ　督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2)　支出に関する事務

ア　違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3)　契約に関する事務

ア　契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4)　財産管理等に関する事務

ア　財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ　行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ　庶務事務は適正に行われているか。

(5)　指定管理に関する事務

ア　指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ　管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第４　監査の結果

企画経営部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

１　注意事項

(1)　財産管理等に関する事務

ア　備品出納及び管理に係る事務が適切でなかったもの

次の２件について、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(ｱ) 取得した備品(ワイヤレスマイクロホン)について、備品出納簿への出納の記録及び備品台帳への登載がなされていなかった。　(広報広聴課)

(ｲ) 機器更新により不用となった備品(プリメインアンプ及びビデオデッキ)について、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。　(広報広聴課)